株主各位

第 70 回定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示情報

■事業報告
業務の適正を確保するための体制及び
当該体制の運用状況の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

■連結計算書類 （平成 29 年4月1日から平成 30 年3月 31 日まで）
連結注記表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

■計算書類 （平成 29 年4月1日から平成 30 年3月 31 日まで）
個別注記表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16

上記の事項については、法令及び定款第 17 条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載することにより株主の皆様に提供しております。

綿半ホールディングス株式会社

■事業報告

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会における決議により「内部統制システムの基本方針」を定めております。

⑴　取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社は、取締役会設置会社であり「取締役会規程」に基づき、原則として取締役会を年８回開催するほか、必要に応じて随時開催しております。

② 取締役は、取締役会を通じて他の取締役の業務執行の監督を実施しております。

③ 重要な財産の処分及び譲受、多額の借入及び債務保証等の重要な業務執行については「取締役会規程」に付議事項を定め、取締役会で審議のうえ、適切に決定しております。

④ 当社は、監査役会設置会社であり、各監査役は、監査役会が定めた監査方針のもと、取締役会への出席、業務執行状況の調査等を通じて取締役の職務執行の監査を実施しております。

⑤ 財務報告に係る内部統制については内部監査室を事務局として、基本方針及び全社計画の策定並びに進捗管理を実施しております。

⑵　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 議事録(株主総会、取締役会、経営会議等の議事録）及び事業運営に係る決裁書類等の取締役の業務執行に必要となる文書については、法令、定款及び社内規程に従い作成し、適切に保存、管理しております。

② 経営及び業務執行に係る重要な情報、決定事項、社内通達等については、所管部署で作成し、適切に保存、管理しております。

⑶　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 取締役会規程、経営会議規程及びグループ会社管理規程により、取締役会、経営会議の決裁事項を定めております。また、当社グループ各社の取締役会規程により、各社の決裁事項を定めております。

② 取締役会、経営会議そのほか重要な会議において、業務執行取締役及び経営幹部から業務執行に係る重要な情報の報告が定期的になされております。

③ リスク管理及びコンプライアンスへの対応については「リスク・コンプライアンス規程」を制定し、リスク・コンプライアンス委員会においてリスク管理及びコンプライアンスに対する体制、方針の決定、リスクの把握と対応の審議を行うなど、当社グループ各社のリスクの監視、コンプライアンスの維持に努め、グループ全体のリスク管理、コンプライアンスを統括しております。

④ 事業継続が脅かされる緊急事態、特に地震等の自然災害について、発生から復旧までの対策を織り込んだ「事業継続計画（BCP）」を当社グループ各社で策定しております。

⑤ 情報セキュリティに関するリスクへの対応については「グループ情報システム規程」及び

「情報システム管理マニュアル」等を制定し、ＩＴ情報共有ミーティングにおいて情報セキュリティに対する体制及び方針の決定を行うなど、当社グループ各社の情報セキュリティに関するリスク管理全般を統括しております。

⑷　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 当社及び当社グループ各社の経営、業務運営に係る重要な事項を審議、決議することを目的に経営会議を原則として月２回開催しており、特に重要な事項については取締役会に上程または報告しております。

② 取締役会に上程する事項については原則として経営会議で事前審議されることから、経営会議に出席する業務執行取締役及び常勤監査役は、議案の内容を十分に理解したうえで取締役会に出席しております。また、社外取締役及び社外監査役については、取締役会の開催前に十分かつ適切な情報が提供されるよう担当取締役、常勤監査役から議案の内容を事前説明するなど、取締役会において適切に意思決定できるよう対応しております。

⑸　使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 「行動規範」を定めて当社グループの従業員に周知するとともに、法令及び社会規範の遵守について、教育、啓蒙活動を定期的に実施しております。

② 「リスク・コンプライアンス委員会」において、コンプライアンスの体制及び方針を決定し、グループ全体の法令遵守状況を監視するなど、コンプライアンスの推進を図っております。

③ 「内部通報（グループホットライン）制度」を導入し、当社グループで働くすべての人が利用できる通報窓口を社内に複数設置するほか、社外（弁護士事務所）に通報窓口を設置し、法令等違反行為の防止を図っております。

④ 内部監査部門である「内部監査室」が各部署における業務執行が法令、定款に適合しているか否かの監査を実施しております。

⑹　当社及び当社グループ各社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 当社は、「持株会社」制を採用しており、当社の取締役が、取締役会及び経営会議を通じて当社グループ全体の重要事項の決定及び当社グループ各社の業務執行の監督を行っております。

② 当社は、「グループ会社管理規程」に基づき、当社グループ各社に対してグループ経営上の重要な事項及び業務執行の状況を当社の取締役会及び経営会議に適切に付議、報告させております。

③ 当社の取締役会を構成するメンバーには当社グループ各社の社長が含まれており、取締役会において各社の業務執行の状況及び経営課題の対応等を確認しております。

　また、当社の経営会議へ各社社長が必要に応じて出席しており、重要な決定事項・報告事項が伝達されております。

④ 当社は、当社グループ各社における職務分掌、指揮命令系統、権限及び意思決定その他の組

織に関する基準を定め、各社に、これに準拠する体制を構築させております。

⑤ 「行動規範」、「リスク・コンプライアンス規程」等の諸規程、当社の取締役会等によるモニタリング、リスク管理その他事業運営に係る主な活動については、当社グループ各社に適用範囲が及んでおります。

⑥ 内部監査室は、当社グループ各社の内部監査部門を指導して内部監査を実施しております。

⑺ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

① 監査役がその職務を補助する使用人を求めた場合は、これを配置いたします。

② 監査役は、内部監査室の担当者に監査業務に必要な事項を命令することができます。

⑻ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の前号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役より監査業務の補助の命令を受けた使用人に対する指揮命令権は監査役にあり、取締役はその業務に関して指揮命令権を有しません。

⑼ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社は、監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、当社及び当社グループ各社の取締役及び使用人が職務執行に関する重要な事項を監査役に報告するなど、以下の取り組みを行っております。

① 取締役等から職務執行等の状況（以下の項目）について報告しております。

・経営会議及び取締役会で決議された事項
・法令、定款等に違反するおそれのある事項
・会社に著しい損害を及ぼした事項及び及ぼすおそれのある事項
・内部監査の状況及び財務報告に係る内部統制評価の結果
・グループホットラインへの通報の状況
・上記以外のコンプライアンス上重要な事項

② 監査役の求めに応じて代表取締役、会計監査人、内部監査部門等は、それぞれ定期的または随時に監査役と意見交換を実施しております。

③ 前号の報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループ各社の取締役及び使用人に周知徹底しております。

⑽ 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理方針

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対して会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、すみやかに当該費用または債務を処理いたします。

⑾　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役は、取締役及び重要な使用人からヒアリングを実施し、代表取締役、内部監査部門及び会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を実施できる体制になっております。

② グループ監査体制を実効的に行うため、当社の監査役が当社グループ各社の監査役と定期的に意見交換を実施しております。

⑿　反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

① 当社及び当社グループ各社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、いかなる取引も行いません。

② 当社及び当社グループ各社は、反社会的勢力による不当要求がなされた場合は、ただちに警察、弁護士等の外部専門機関と連携をとり組織的に対応します。

⒀　財務報告の信頼性を確保するための体制

当社及び当社グループ各社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向けて内部統制システムの運用を行います。

また、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うこととします。

⒁　運用状況の概要

運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① 職務執行の適正及び効率性の確保に対する取り組みの状況

当社の取締役会は原則として年に８回開催され、予め年間開催スケジュールを決定することで、取締役・監査役が取締役会に出席しやすい状況を確保しています。

業務執行取締役・常勤監査役は、事前審議の場である経営会議に出席し、議案の内容を十分理解したうえで取締役会に出席し、社外取締役・社外監査役については取締役開催前に担当取締役・常勤監査役から議案の内容を事前に説明することで、事前準備の時間を提供し、取締役会で適切に意思決定できるようにしています。

当社は、各取締役・監査役に取締役会の実効性に関するアンケートを実施し、アンケート結果を取締役会で分析・評価し、取締役会の実効性の向上に必要なテーマを決定し、闊達な議論を行いました。その結果、当社の取締役会が「より議論する場」となり実効性の向上が図られました。引き続き、取締役会の実効性の向上に必要な議論を行いたいと考えております。

② コンプライアンスに対する取り組みの状況

「リスク・コンプライアンス規程」に基づき当社グループ各社の役職員を対象とした研修を定期的に実施するなど、コンプライアンス意識の醸成、体制の向上に取組んでおります。 また、「グループホットライン規程」に基づき通報窓口を運用しており、問題の早期発見と 改善措置に効果を上げております。

「リスク・コンプライアンス委員会」を４回開催し、当委員会においてグループホットラインの内容をはじめとする重要な事項についての審議を行うなど、当社グループ各社のコンプラ

イアンスを統括し、リスク・コンプライアンス委員会での審議事項については取締役会に報告し、情報を共有しております。

なお、内部監査については、毎年、内部監査基本計画に基づいて実施しております。

■連結計算書類

連結注記表

1. 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

⑴　連結の範囲に関する事項

①　連結子会社の数　　６社

主要な連結子会社の名称

株式会社綿半ホームエイド

株式会社綿半フレッシュマーケット

株式会社綿半Ｊマート

綿半ソリューションズ株式会社

綿半トレーディング株式会社

綿半パートナーズ株式会社

②　非連結子会社の数　　３社

主要な非連結子会社の名称

WATAHAN DE MEXICO,S.A.DE C.V.

ライトアットホーム株式会社

SHIN WATAHAN COMPANY LIMITED

従来連結子会社であった綿半セメント販売株式会社は、当社連結子会社である綿半ソリューションズ株式会社と合併しております。

また、従来非連結子会社であった株式会社トリニティージャパンは、保有株式の全株を売却しております。

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

⑵　持分法の適用に関する事項

①　持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

該当する会社はありません。

②　持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

主要な会社等の名称

WATAHAN DE MEXICO,S.A.DE C.V.

ライトアットホーム株式会社

SHIN WATAHAN COMPANY LIMITED

持分法を適用しない理由

各社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

⑶ 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の決算日は、連結会計年度の末日と一致しております。

⑷ 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．有価証券

その他有価証券

時価のあるもの	期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの	移動平均法による原価法

ロ．デリバティブ

時価法によっております。

ハ．たな卸資産

商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品

連結子会社は主として総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しておりますが一部連結子会社の小売商品は売価還元原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産 （リース資産を除く）	定率法 ただし、建物(附属設備を除く)並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物及び構築物　３～50年 機械装置及び運搬具　３～20年
ロ．無形固定資産 （リース資産を除く）	定額法 なお、ソフトウエア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。
ハ．リース資産	所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③　重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金　　債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金　　従業員の賞与の支給に備えるため、支給対象期間に対応する支給見込額を計上しております。

ハ．工事損失引当金　　受注工事の損失に備えるため、工事損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができる工事についてその見積額を引当計上しております。

ニ．完成工事補償引当金　　完成工事に係る瑕疵担保等の費用に備えるため、当連結会計年度末に至る１年間の完成工事高に対する将来の見積補償額に基づき計上しております。

④　退職給付に係る会計処理の方法

イ．退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ．数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

ハ．小規模企業等における簡便法の採用

当社及び一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。

ニ．未認識数理計算上の差異の会計処理方法

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

⑤　重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

イ．当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

ロ．その他の工事

工事完成基準

⑥　重要なヘッジ会計の方法

イ．ヘッジ会計の方法　　繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理を、特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引については、特例処理を採用しております。

ロ．ヘッジ手段とヘッジ対象　　ヘッジ手段…金利スワップ、為替予約
ヘッジ対象…借入金の利息、買掛金

ハ．ヘッジ方針　　借入金利の変動リスクを回避するために保有している借入金の範囲内及び輸入取引の為替変動リスクを回避するために外貨建金銭債務の範囲内で実施する方針であります。

ニ．ヘッジ有効性評価の方法　　金利スワップ取引はすべて特例処理の要件を満たしており、為替予約取引はすべて振当処理によっているため、有効性の評価を省略しております。

⑦　のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果が発現すると見積もられる期間で定額法により償却をしております。

⑧　その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ．消費税等の会計処理　　消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

ロ．連結納税制度の適用　　連結納税制度を適用しております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

⑴　担保に供している資産及び担保付債務

（担保資産）

建物及び構築物	4,382,951千円
土地	3,606,466千円
投資有価証券	12,430千円
合計	8,001,847千円

（担保付債務）

支払手形及び買掛金	112,729千円
短期借入金	1,428,108千円
長期借入金	8,106,642千円
合計	9,647,479千円

また、上記のほか、社会福祉法人綿半野原積善会の借入債務175,000千円に対する担保として土地135,195千円を差し入れております。

⑵　有形固定資産の減価償却累計額　　19,077,164千円

⑶　保証債務

関係会社等の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

SHIN WATAHAN COMPANY LIMITED	38,246千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

⑴　当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式　　9,861千株

⑵　配当に関する事項

①　配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成29年６月28日 定時株主総会	普通株式	256,399千円	26.00円	平成29年３月31日	平成29年６月29日

②　基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成30年６月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	315,566千円	32.00円	平成30年３月31日	平成30年６月26日

5. 金融商品に関する注記

⑴　金融商品の状況に関する事項

①　金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による調達を基本としております。デリバティブは借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を利用し、また、輸入取引に伴う為替変動リスクを回避する目的で為替予約取引を利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

②　金融商品の内容及びそのリスク並びに管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

当社グループは、各社の与信管理規程に従い、営業債権について取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用情報を定期的に把握する体制としております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが１年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち長期の一部については、支払金利の変動リスクを回避して固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。

また、営業債務や借入金は流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に作成する資金繰り予定表などにより管理しております。

デリバティブ取引は、外貨建営業債務に係る為替変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引、借入金に係る金利変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性の評価方法等については、前述の連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「（4）会計方針に関する事項 ⑥重要なヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

また、デリバティブ取引の執行・管理については、職務権限を定めた社内規程に従って行っております。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

（（注）２参照）

	連結貸借対照表計上額（※１）（千円）	時　　価（※１）（千円）	差　　額（千円）
①　現金及び預金	5,139,040	5,139,040	－
②　受取手形及び売掛金	15,289,905	15,289,905	－
③　投資有価証券	1,049,394	1,049,394	－
④　支払手形及び買掛金	(20,613,153)	(20,613,153)	(－)
⑤　短期借入金（※２）	(900,000)	(900,000)	(－)
⑥　長期借入金（※２）	(12,625,654)	(12,158,723)	(△466,930)
⑦　デリバティブ取引	(1,518)	(1,518)	(－)

（※１）負債に計上されているものについては、（　）で示しております。

（※２）１年以内返済予定の長期借入金は、⑥長期借入金に含めております。

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

①　現金及び預金、並びに、②　受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③　投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

④　支払手形及び買掛金、並びに⑤　短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑥　長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金の一部は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる割引率で割り引いて算定する方法によっております。

⑦　デリバティブ取引

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	284,691

（注３）金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	１年以内（千円）	１年超５年以内（千円）	５年超10年以内（千円）	10年超（千円）
現金及び預金	5,139,040	－	－	－
受取手形及び売掛金	15,289,905	－	－	－

（注４）長期借入金及びその他有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	１年以内（千円）	１年超２年以内（千円）	２年超３年以内（千円）	３年超４年以内（千円）	４年超５年以内（千円）	５年超（千円）
長期借入金	2,135,792	1,580,788	4,719,808	937,570	1,229,996	2,021,700

6. 賃貸等不動産に関する注記

⑴　賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、東京その他の地域において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸用のオフィスビル（土地を含む）、住居用施設等を有しております。なお、賃貸用のオフィスビルの一部については、当社が使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

⑵　賃貸等不動産の時価に関する事項

	連結貸借対照表計上額（千円）			当連結会計年度末の時価（千円）
	当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
賃貸等不動産	2,527,344	5,476	2,532,821	2,668,632
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	2,082,275	△7,320	2,074,954	2,929,294

（注１）連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

（注２）期中増減額のうち、主な増加額は賃貸用オフィスビル改修工事等（39,657千円）であり、主な減少額は賃貸用住居用施設売却等（117,978千円）及び減価償却費（82,961千円）であります。

（注３）当連結会計年度末の時価は、主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

また、賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する当連結会計年度末における損益は、次のとおりであります。

	賃貸収益（千円）	賃貸費用（千円）	差額（千円）	その他（売却損益等）（千円）
賃貸等不動産	185,743	109,780	75,963	50,116
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	74,967	97,915	△22,947	△5,446

（注１）賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産には、サービスの提供及び経営管理として当社が使用している部分も含むため、当該部分の賃貸収益は計上されておりません。なお、当該不動産に係る費用（地代、減価償却費、修繕費、保険料、租税公課等）については、賃貸費用に含まれております。

7. 1株当たり情報に関する注記

⑴　１株当たり純資産額　　1,362円72銭

⑵　１株当たり当期純利益　　150円46銭

8. 重要な後発事象に関する注記

特記すべき事項はありません。

■計算書類

個別注記表

1. 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 重要な会計方針に係る事項

⑴　有価証券の評価基準及び評価方法

①　子会社株式　　移動平均法による原価法

②　その他有価証券

時価のあるもの　　期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの　　移動平均法による原価法

⑵　デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

⑶　固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産（リース資産を除く）　　定率法

ただし、建物(附属設備を除く)並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　　４～50年

構築物　　３～50年

②　無形固定資産（リース資産を除く）　　定額法

なお、ソフトウエア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

③　リース資産　　所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

⑷　引当金の計上基準

①　貸倒引当金　　債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②　賞与引当金　　従業員の賞与の支給に備えるため、支給対象期間に対応する支給見込額を計上しております。

③　退職給付引当金　　従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。退職給付債務の計算方法は資格ポイント制に基づく期末要支給額を退職給付債務とする方法を採用しております。退職給付は資格ポイントの50%を確定拠出年金の掛金として拠出し、50%を一時金として引当計上しております。

⑸　重要なヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。ただし、特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理によっております。

⑹　その他計算書類作成のための基本となる事項

①　消費税等の会計処理方法　　消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

②　連結納税制度の適用　　連結納税制度を適用しております。

3. 貸借対照表に関する注記

⑴　担保に供している資産及び担保付債務

（担保資産）

建物	2,103,427千円
土地	2,783,350千円
合計	4,886,777千円

（担保付債務）

短期借入金	810,000千円
長期借入金	6,455,000千円
合計	7,265,000千円

また、上記のほか、社会福祉法人綿半野原積善会の借入債務175,000千円に対する担保として土地131,250千円を、関係会社の仕入債務90,014千円に対する保証として投資有価証券6,184千円を差し入れております。

⑵　有形固定資産の減価償却累計額　　5,784,436千円

⑶　保証債務

関係会社等の金融機関からの借入及びファクタリング債務等に対し債務保証を行っております。

㈱綿半ホームエイド	2,332,058千円
綿半ソリューションズ㈱	216,004千円
綿半パートナーズ㈱	620,818千円
SHIN WATAHAN COMPANY LIMITED	38,246千円
合計	3,207,126千円

⑷　関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

①　短期金銭債権	3,044,746千円
②　長期金銭債権	2,400,000千円
③　短期金銭債務	3,752,891千円

4. 損益計算書に関する注記

⑴　減損損失

当事業年度において以下の資産グループにおいて減損損失を計上しております。

市場価格の著しい下落、収益性の悪化等により、回収可能価額が帳簿価額に満たない資産グループについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失3,377千円として特別損失に計上しております。その内訳は、遊休資産（土地3,107千円、構築物246千円、長期前払費用23千円）であります。

事業用資産（賃貸資産）及び遊休資産とも各物件をグルーピングの最小単位としております。

回収可能価額は、不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価によっており、一部重要性の低いものについては固定資産税評価額等によっております。

用途	場所	種類	金額（千円）
遊休資産	長野県飯田市	土地、構築物、長期前払費用	3,291
遊休資産	長野県千曲市	土地	85
合計			3,377

⑵　関係会社との取引高

①　関係会社に対する売上高	2,552,856千円
②　関係会社からの仕入高並びに販売費及び一般管理費	53,786千円
③　関係会社との営業取引以外の取引高	90,099千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数	摘要
自己株式	－	－	－	－	
普通株式	－	48	－	48	注1
合計	－	48	－	48	

注１：普通株式の自己株式の株式数の増加48株は、単元未満株式の買い取りによる増加である。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
減損損失	262,166千円
減価償却超過額	65,201千円
投資有価証券評価損	114,267千円
関係会社株式評価損	222,552千円
長期未払金	62,826千円
合併受入土地評価差額	84,037千円
資産除去債務	108,544千円
繰越欠損金	331,399千円
その他	126,522千円
繰延税金資産小計	1,377,520千円
評価性引当額	△1,262,468千円
繰延税金資産合計	115,052千円
繰延税金負債	
合併受入土地評価差額	△280,420千円
資産除去債務に関する除去費用	△32,891千円
その他有価証券評価差額金	△87,730千円
その他	△156千円
繰延税金負債合計	△401,198千円
繰延税金負債の純額	△286,146千円

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	㈱綿半ホームエイド	長野県長野市	100,000	スーパーセンター事業	所有直接 100.0	経営の管理及び指導	資金の貸付・借入（注１） 利息の支払（注１）	－ 16,764	短期借入金 －	2,889,409 －
							債務保証（注２）	2,332,058	－	－
							担保受入（注３）	480,000	－	－
							経営指導料（注４）	249,607	－	－
							配当金の受取（注５）	488,400	－	－
							連結納税に係る個別帰属額	－	未収入金	291,194
	㈱綿半フレッシュマーケット	愛知県一宮市	48,600	スーパーセンター事業	所有直接 100.0	経営の管理及び指導	資金の貸付・借入（注１） 利息の支払（注１）	－ 8,610	短期借入金 －	361,248 －
	㈱綿半Ｊマート	東京都新宿区	100,000	スーパーセンター事業	所有直接 100.0	経営の管理及び指導	資金の貸付・借入（注１） 利息の受取（注１）	－ － － 39,804	短期借入金 短期貸付金 長期貸付金 －	317,990 300,000 2,400,000 －
	綿半パートナーズ㈱	長野県飯田市	100,000	スーパーセンター事業	所有直接 100.0	経営の管理及び指導	資金の貸付・借入（注１） 利息の受取（注１）	－ 599	短期貸付金 －	636,901 －
							債務保証（注２）	620,818	－	－
	綿半ソリューションズ㈱	長野県飯田市	100,000	建設事業	所有直接 100.0	経営の管理及び指導	資金の貸付・借入（注１） 利息の受取（注１）	－ 4,984	短期貸付金 －	233,331 －
							配当金の受取（注５）	558,914	－	－
							連結納税に係る個別帰属額	－	未収入金	351,585
	綿半トレーディング㈱	東京都新宿区	45,472	貿易事業	所有直接 100.0	経営の管理及び指導	資金の貸付・借入（注１） 利息の受取（注１）	－ 16,625	短期貸付金 －	1,020,771 －
							配当金の受取（注５）	250,907	－	－

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等
（注１）当社ではグループ内の資金を一元管理するキャッシュ・マネジメント・システム（以下ＣＭＳ）を採用しております。ＣＭＳを用いた資金取引について取引の内容ごとに取引金額を集計することは実務上困難であるため、期末残高のみを表示しております。なお、金利については市場金利を勘案して決定しております。
（注２）銀行借入等に対して債務保証をしておりますが、保証料は受取っておりません。
（注３）当社の銀行借入金に対する土地・建物等の担保提供であり、主としてＣＭＳの借入枠に対するものであります。
（注４）経営指導料については、一定率の手数料に基づく基本契約によっております。
（注５）子会社からの配当金額については、業績・内部留保及び当社グループ内の基準等を総合的に勘案し、決定しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

⑴　１株当たり純資産額　833円43銭

⑵　１株当たり当期純利益　108円33銭

9. 重要な後発事象に関する注記

特記すべき事項はありません